

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から 4 月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成 27 年 7 月 28 日

新潟市長 篠田 昭

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 新津ショッピングセンター

所在地 新潟市秋葉区程島萱ノ中 1865 番地 外

設置者 株式会社原信

2 変更しようとする事項

・施設の運営方法に関する事項

（1）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前）・株式会社トップカルチャー

開店時刻 午前 10 時 00 分

閉店時刻 午後 11 時 00 分

（変更後）・株式会社トップカルチャー

開店時刻 午前 7 時 00 分

閉店時刻 午後 11 時 00 分

（2）来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 駐車場 A 午前 8 時 30 分～午後 12 時 00 分

（変更後） 駐車場 A 午前 6 時 30 分～午後 12 時 00 分

3 変更する年月日

平成 27 年 7 月 18 日

4 変更しようとする理由

開店時刻の繰り上げにより、地域住民へのサービス向上を図るため。

5 届出年月日

平成 27 年 7 月 17 日

6 縦覧場所

新潟市経済部商業振興課及び新潟市秋葉区役所産業振興課

7 縦覧期間

平成27年7月28日から平成27年11月28日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先
商業振興課商業振興係

電 話 025-226-1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp